

○ベンチャー企業に対する大学知的財産利用認定に関する要項

(2015年5月12日 理事・副学長(社会産学連携・広報・情報担当) 決裁)

(目的)

第1条 この要項は、広島大学(以下「本学」という。)の知的財産の活用を予定して設立されるベンチャー企業(以下「企業」という。)に対して、本学が、広島大学知的財産利用認定(以下「本認定」という。)するために必要な事項を定める。本認定により、企業による本学知的財産の利用や、利用に当たっての優遇措置の適用を円滑に行うことができる。

(対象とする知的財産)

第2条 この要項が対象とする知的財産は、広島大学職務発明規則(平成23年3月31日規則第34号)が定める職務発明に係る知的財産権であって本学に帰属するもの(以下「大学知的財産」という。)とする。

(対象とするベンチャー企業)

第3条 この要項が対象とするベンチャー企業は、大学知的財産の利用を予定し、本学から利用許諾あるいは権利譲渡等を受けることを希望する企業とする。

(認定申請)

第4条 本認定を受けようとするものは、理事(学術・社会連携担当)(以下「理事」という。)が定める認定申請書及び起業計画書(以下「認定申請書等」という。)を、理事を経て広島大学長(以下「学長」という。)に提出し、その認定を得なければならない。

2 本認定を希望するものが、広島大学の教職員の場合は、前項の提出は所属部局の長を経由して行うものとする。

(認定)

第5条 学長は、前条の申請があったときは、広島大学学術・社会連携室発明審査会(以下「発明審査会」という。)に諮り、企業が広島大学の知的財産を利用することの有効性及び妥当性を評価して、認定の可否を決定する。

2 学長は、認定の可否を決定したときは、申請者に対してその結果を通知するものとする。

(大学知的財産の利用)

第6条 前条1項の規定に基づく認定を受けた企業は、本学から利用認定を受けた大学知的財産を利用することができ、又、利用にあたっての優遇措置の適用を受けることができる。

2 利用に当たっては、企業は、本学との間で、利用許諾あるいは権利譲渡等の契約を締結しなければならない。

(認定の取消し等)

第7条 第5条第1項の規定に基づく認定を受けた企業が、次の各号に該当すると発明審査会が判定した場合は、学長は本認定を取り消すものとする。

(1) 社会的信用を失墜する行為を行った場合

(2) その他本学と締結した契約等の取り決めに違反して本学に損害を与えた場合又は本学の名誉を傷つける恐れがある場合

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和2年8月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。